

令和4年11月18日

資料1-1

第14回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会

次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本日の議題

1. 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルについて
2. 次期基本的事項の指標等について（2）
3. 次期基本的事項の骨子について

1. 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルについて

前のご議論いただいた次期基本的事項の指標（案）まとめ

	具体的指標	通知指標（仮）
1. 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3歳児で4本以上のう蝕のない者の割合の増加 ➤ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数の増加 ➤ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少 	—
2. 歯科疾患の予防	<p><う蝕に関する指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 20歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少 ➤ 30歳以上における根面う蝕を有する者の割合の減少 <p><歯周病に関する指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 ➤ 20歳代～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 ➤ 40歳以上における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 <p><現在歯数に関する指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3歳児でう蝕のない者の割合の増加 ➤ 12歳児でう蝕のない者の割合の増加 ➤ 60歳以上における根面う蝕を有する者の割合の減少 ➤ 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 ➤ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 ➤ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 ➤ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

本日も議論いただく指標（案）

1. 歯科疾患の予防

（1）乳幼児期

① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加

（2）学齢期

① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加

② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少

（3）成人期

① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少

② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少

③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少

④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加

（4）高齢期

① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少

② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少

③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

（1）乳幼児期及び学齢期

① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少

（2）成人期及び高齢期

① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加

3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

（1）障害者・障害児

① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加

（2）要介護高齢者

① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加

4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加

② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加

③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加

④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加

【参考】 現行の基本的事項の評価項目と最終評価

項目	評価	最終評価（直近値）	目標値	目標値（変更後）
1. 歯科疾患の予防	目標全体の評価：E			
（1）乳幼児期				
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	B	88.1%	90%	
（2）学齢期				
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	A	68.2%	65%	
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	E	-	20%	
（3）成人期				
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	A	21.1%	25%	
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	E	-	25%	
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	E	-	10%	
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	E（参考指標：C）	-	75%	
（4）高齢期				
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	E	-	10%	
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	E	-	45%	
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	E（参考指標：B）	-	70%	80%
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	E（参考指標：B）	-	50%	60%
2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	目標全体の評価：D			
（1）乳幼児期及び学齢期				
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	D	14.0%	10%	
（2）成人期及び高齢期				
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	C	71.5%	80%	
3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	目標全体の評価：B*			
（1）障害者・障害児				
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	B*	77.9%	90%	
（2）要介護高齢者				
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	B*	33.4%	50%	
4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	目標全体の評価：B			
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	E	-	65%	
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	B	45都道府県	23都道府県	47都道府県
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	B	37都道府県	28都道府県	47都道府県
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	B	46都道府県	36都道府県	47都道府県

※ 参考指標について；E評価の項目のうち、中間評価以降の参考値等が得られ、統計分析が可能であったものについて分析を行い、その結果を参考指標として（ ）に記載した。

歯科口腔保健の推進に関する指標の考え方について（案）

歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルについて

- 現行の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（以下「現行の基本的事項」という。）の具体的な指標の多くがアウトカム指標となっている。
- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（以下「最終報告書」という。）においても、インプット指標、アウトプット指標、ストラクチャー指標等の設定の必要性が指摘された。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題

現在の具体的な指標の多くがアウトカム指標となっているが、この10年間における取組の成果等を踏まえた**インプット指標、アウトプット指標やストラクチャー指標の設定についてどのように考えるか。**

- また、本専門委員会における次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（以下、「次期基本的事項」という。）に関する議論においても、ロジックモデルを策定した上で指標を策定すべきではないか、との意見があった。

歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルの考え方について（案）

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた次期基本的事項の指標等の策定に際して参考とするロジックモデルを示す。

インプット ストラクチャー

地方自治体等における歯科口腔保健に関する体制整備への取組み

- 都道府県による市町村支援
- 歯科口腔保健施策に関わる歯科専門職の配置・職員の養成
- 口腔保健センターの設置
- 市区町村における歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や計画の策定
- 関連部局との連携への取組み 等

地方自治体等による歯科口腔保健事業等の実施

- 歯科保健指導事業
- 歯科検（健）診事業
- 研修・調査・広報活動事業
- フッ化物応用等のう蝕対策事業
- 歯周病対策（禁煙支援等の後方支援を含む）事業
- その他の食育等の事業 等

歯科医療機関等による歯科保健・医療提供体制の確保

- 歯科医療機関や歯科医療専門職種等の診療体制の確保
- 歯科疾患予防サービスの提供
- 歯科医療の提供
- 障害者・介護が利用する施設や在宅等での歯科検（健）診や診療の提供
- 医科歯科連携・病診連携の体制の確保 等

アウトプット

歯科口腔保健を更に推進するための社会環境の整備

- 歯科口腔保健に関わる行政職員の確保・資質の更なる向上
- より効果的な誰一人取り残さない歯科口腔保健の推進
- 障害者施設・介護施設・在宅等における歯科健診・診療の実施
- 学校・保育園・職域等も含めた多部局にわたる連携体制の確立
- 医科歯科連携の更なる推進 等

個人のライフコースに沿った歯科口腔保健へのアプローチ

- 歯科口腔保健への意識の向上
- より適切なセルフケアの実施
- フッ化物応用の実施
- 歯科検（健）診の受診
- 必要な歯科診療の受診 等

アウトカム

歯科疾患の予防・重症化予防

- う蝕の減少
- 未処置歯の減少 歯の喪失の防止
- 歯周病の減少
- 口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少 等

口腔機能の獲得・維持・向上

- 悪習癖の改善
- 良好な口腔の成長・発育
- 歯の喪失の防止
- 咀嚼良好者の増加
- 口腔機能が低下する者の減少 等

生涯にわたる歯・口腔の健康

インパクト

- 歯・口腔の健康に関わる疾病の予防・重症化予防
- 適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

次期基本的事項における歯科口腔保健パーパス（案：第3版）

次期基本的事項が目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）を設定する。

これまでの成果

- こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口腔衛生状態の改善傾向
- 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- 診療報酬等による口腔管理等への対応
- 国民の歯科口腔保健への関心の向上

課題

- 基本的事項の一部の指標が悪化
- 定期的な歯科検（健）診の受診率
- 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の連携
- PDCAサイクルの推進が不十分
- 新興感染症発生時等のデータ収集における課題

予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- 総人口減少、子ども・若者の減少、高齢化の進展
- デジタルトランスフォーメーションの加速
- PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

歯科口腔保健パーパス Oral Health Purpose

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる 歯科口腔保健の実現

① 個人のライフコースに沿った歯や口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

- 個人の特長・背景に配慮しつつ、様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健を展開することにより、個人のライフコースに沿った支援の実現
- 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

次期基本的事項のグランドデザイン（案：第3版）

※内容のイメージ

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現

歯・口腔の健康のための個人の行動変容

口腔機能の獲得・維持・向上

良好な口腔領域の成長発育

歯科疾患の発症予防

歯科疾患の重症化予防

生涯にわたる歯・口腔の健康

歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等との有機的な連携

2. 次期基本的事項の指標等について（2）



次期基本的事項の指標案について（1）

現行の基本的事項における「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標

- 現行の基本的事項においては、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関して、2つの具体的指標が設定されている。

2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
（1）乳幼児期及び学齢期
①3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少
（2）成人期及び高齢期
①60歳代における咀嚼良好者の割合の増加

「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標について①

乳幼児期及び学齢期の口腔機能に関する指標について

- 現行の基本的事項の最終評価において、「3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少」は、悪化しているという評価になったが、その要因は明らかでない。
- また、3歳児は乳歯列であり、かつ顎顔面の発育途上であることから、不正咬合と診断されても経過観察となることが多く、改善のための介入はあまり行われていない。
- そのため、最終評価報告書では、口腔機能の獲得のための効果的な介入時期を踏まえた評価手法の必要性が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○各具体的指標の評価に係る要因分析及び目標全体としての評価

「3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少」は、「D（悪化している）」と評価した。その要因は明らかでないが、歯科医師に対する相談内容として子どもの噛み合わせや咀嚼に関する内容が多く、子どもの食の問題が顕在化しているという指摘もあり、本結果はこのような指摘と一致するものと考えられる。なお、子どもの食の問題に関しては、共働き世帯の増加など、保護者が多忙であるなどの生活スタイルの変化等も背景として考えられる。

○今後の課題

乳幼児期の口腔機能については、「3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少」を具体的指標として設定しているが、3歳児は乳歯列でかつ顎顔面の発育途上であることから、不正咬合と判定されても経過観察が行われることが多い。このため、**乳幼児期及び学齢期における口腔機能の適切な獲得・向上のための効果的な介入の時期を踏まえた評価手法等を検討する必要がある。**

- 一方、近年、小児期の口腔機能発達不全症の考え方が示され、口腔機能が十分に発達していないか、正常に獲得できていない者に対する口腔管理が行われるようになっている。

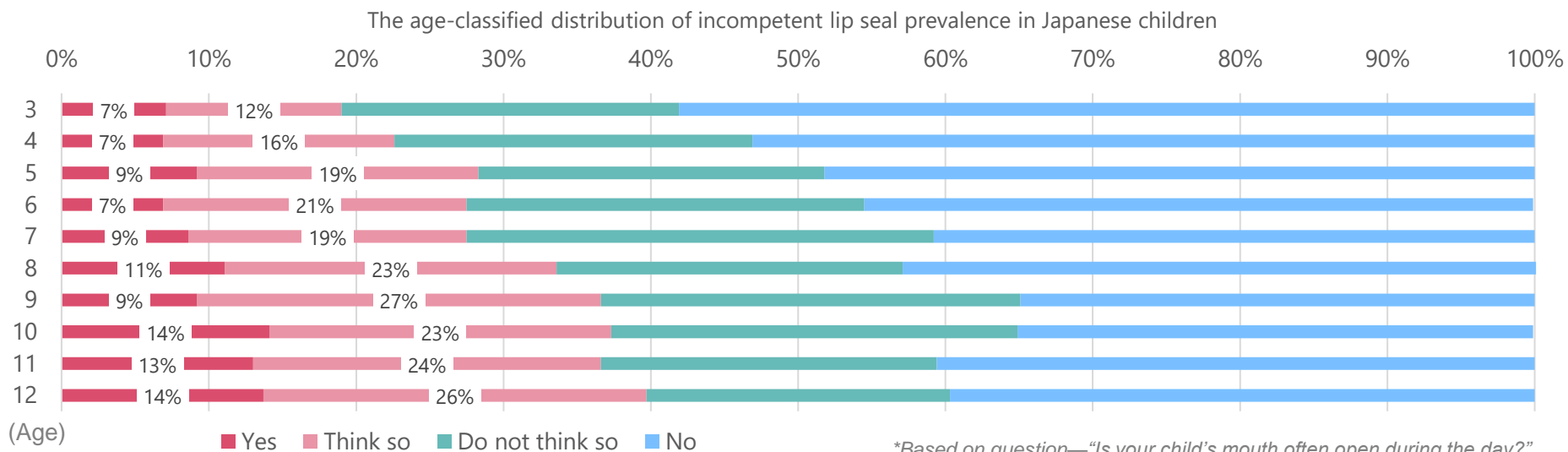
小児期の口腔機能の獲得と口腔習癖等との関係

小児期の口唇閉鎖不全について

- 小児期の適切な口腔機能の獲得を阻害する要因としては、口腔習癖や口唇閉鎖不全、舌小帯の異常などがあり、近年、口唇閉鎖不全を呈する小児が増加しているといわれている。
- しかし、口唇閉鎖不全を有する者の状況に関する調査は少なく、公的統計での調査や関係学会等による定期的な調査研究は実施されていない。

(参考) 小児期等の口唇閉鎖不全に関する調査の一例

- 方法：日本全国の3,399人の小児（3～12歳）を対象とした質問紙調査（2014年）
- 結果：口唇閉鎖不全と考えられる者の割合 約30.7%
- 年齢の増加に伴い口唇閉鎖不全を有すると考えられる者の割合が高くなっていることから、口唇閉鎖不全は、発育・成長過程において自然消失しないことが示唆される。



「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標案①

乳幼児期及び学齢期の口腔機能に関する指標の方向性（事務局案）

- 乳幼児期及び学齢期の口腔機能に関して、不正咬合等が認められる者の割合に代わる指標案として、口腔機能の獲得に影響する口腔習癖、例えば「口唇閉鎖不全を有する者の割合」などが考えられる。
- しかしながら、現状において公的統計による調査や定期的な調査研究がなく、その実態は明らかでなく、目標値の設定も困難であることから、次期基本的事項においては具体的指標は設定しない。

乳幼児期及び学齢期の口腔機能に関する方向性について（案）

- 乳幼児期等の適切な口腔機能の獲得は重要であり、口腔機能に影響しうる口腔習癖等への対応の観点も含めて、今後の課題や取組を実施する際の考え方等を示す。
- また、その他に示すべき内容はないか。

「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標について②

成人期及び高齢期の口腔機能に関する指標について

- 現行の基本的事項の最終評価において、現行の基本的事項の指標である「60歳代における咀嚼良好者の割合」の状況は変わらないという結果であった。
- 近年、口腔機能低下症に対する口腔管理が行われるようになり、60歳以前から口腔機能の低下が生じるとの報告があることなどから、最終評価報告書においても高齢期以前からの口腔機能低下予防のための対策の必要性が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○今後の課題

（2）成人期及び高齢期

高齢期の口腔機能については、「60歳代における咀嚼良好者の割合の増加」を具体的指標として設定しているが、60歳代の平均現在歯数は20本以上であることから、歯周病による歯の動揺や疼痛の有無などの影響も大きいことが考えられる。なお、健康寿命の延伸や8020達成者の増加などの背景の中、「かみにくい」という主訴が70歳以降で大きく増加することや、**口腔機能低下症の有病率が高齢の地域住民で40～50%という報告**もあること等を踏まえると、**今後は、高齢期における口腔機能低下に対する対策の重要性が増すことから、評価が必要な年齢を含め、高齢者の口腔機能の状況を適切に把握するための評価指標を検討する必要がある。**

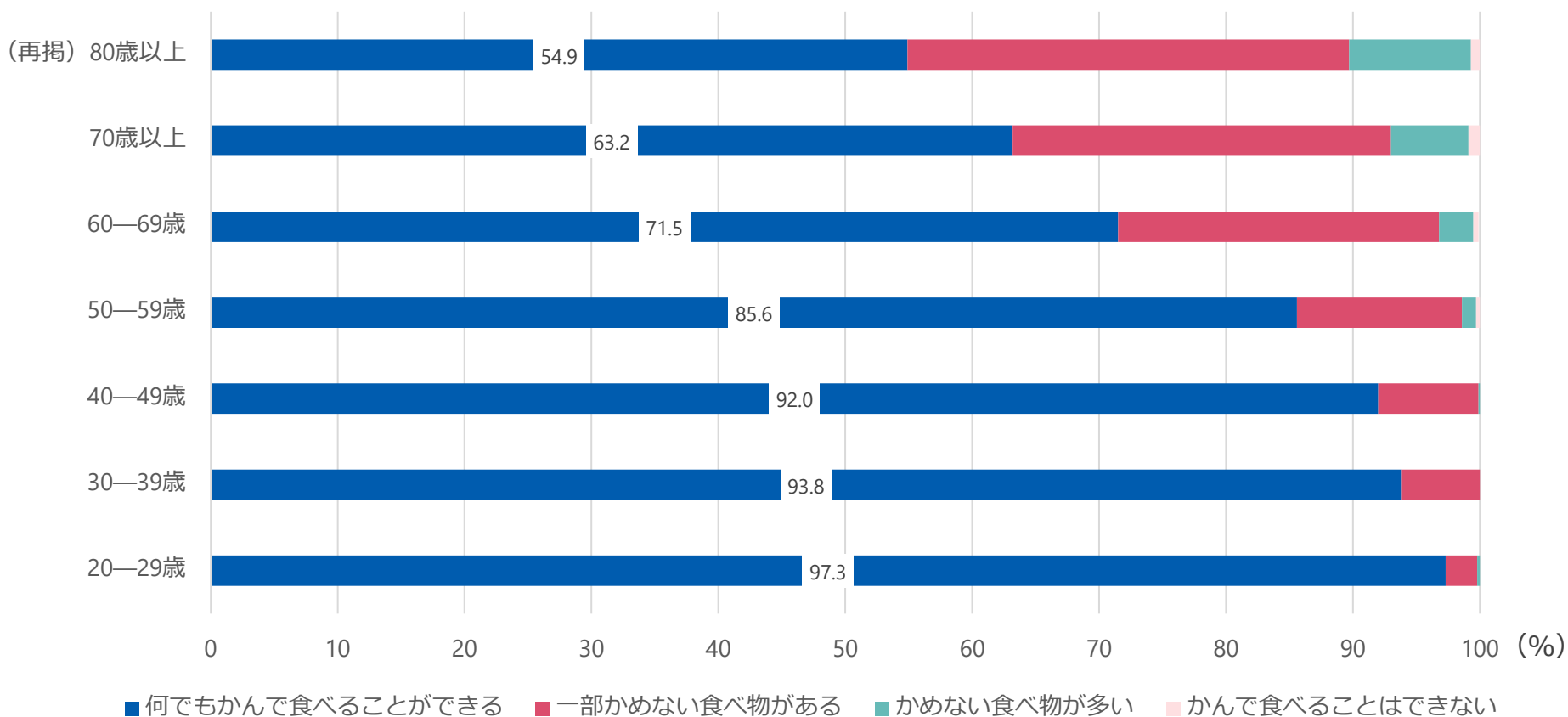
○次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題

○口腔機能については、3歳児の不正咬合等の割合や60歳代の咀嚼良好者の割合が改善していない状況を踏まえ、適切な口腔機能獲得に向けた成長発育期からの対策や**高齢期の口腔機能低下の予防に向けた高齢期以前からの継続的な対策が求められるが、具体的にどのような評価指標の設定や対策が考えられるか。**

「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標について④

咀嚼良好者に関する状況について

- 国民健康・栄養調査で集計している「咀嚼の状況」に関して、何でもかんで食べることができると回答した者の割合は、60歳代で71.5%、80歳以上で54.9%であった。



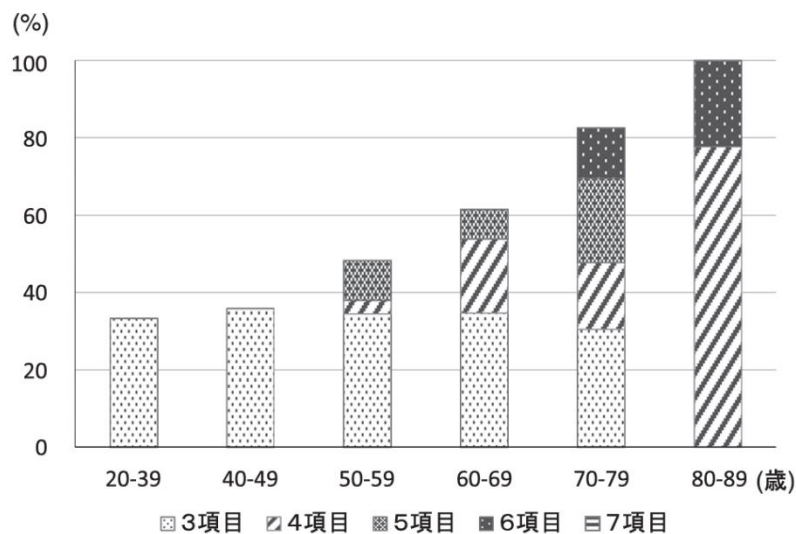
(出典) 令和元年国民健康・栄養調査

「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標について⑤

口腔機能の年齢階級別の低下状況について

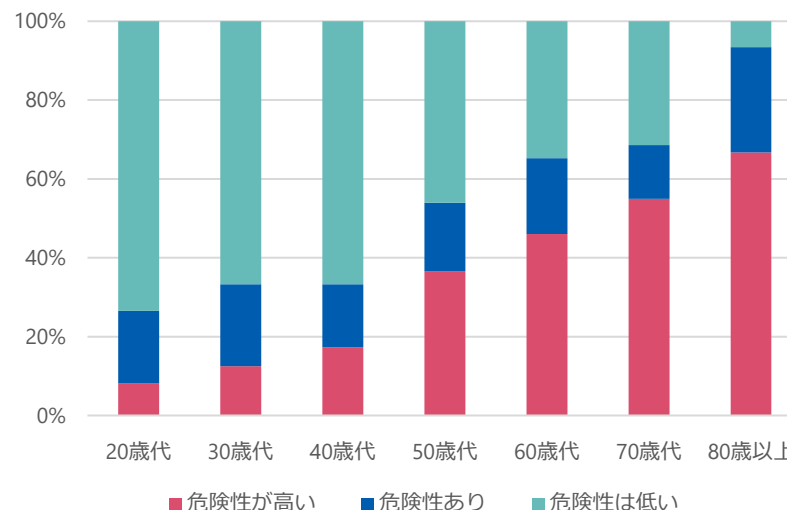
- 複数の調査研究において、50歳代以上において口腔機能が低下する者の割合が増加傾向にあることが示されている。

- 方法：地域歯科診療所にメンテナンスのために来院した患者189名に口腔機能低下症の検査を実施
- 結果：50歳代から罹患率が増加
- 高齢期以前から口腔機能が低下する者がいることが示唆された。



太田緑他 (2018). 地域歯科診療所における口腔機能低下症の割合. 老年歯科医学, 33(2), 79-84.

- 方法：全国の不特定多数を対象にスマートフォンアプリを利用したオーラルフレイルセルフチェックを実施
- 結果：オーラルフレイルの危険性（高い、危険性あり、危険性が低い）と年齢との間に統計学的に有意な差が認められた ($p < 0.001$)。
- 50歳代以上で、オーラルフレイルの危険性が高い又は危険性ありとされた者が半数を超えた。



(出典) 厚生労働委託事業「口腔内の虚弱等の状態を評価する客観的評価法等の開発・検証（検査方法等の実証）に係る研究等一式」報告書

「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標について③

成人期及び高齢期の口腔機能に関する指標案の方向性（事務局案）

- ライフコースに沿った口腔機能の維持・向上に取り組むために、口腔機能の低下予防の観点も含めた、より幅広い年齢層を対象とした具体的指標を設定する。
- 継続的に一定の年代の口腔機能の状況変化を把握する観点と、高齢者の口腔機能の状況を把握する観点から、特定の年代について通知指標（仮）を設定する。

「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する指標案②

成人期及び高齢期の口腔機能に関する具体的指標について（案）

- 成人期以降の口腔機能の状態を広く把握するため観点から、年齢調整の考え方をを用いて、次の具体的指標を設定してはどうか。
 - **50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加**

成人期及び高齢期の口腔機能に関する通知指標（仮）について（案）

- 成人期及び高齢期の口腔機能の状況の変化を継続的に把握する観点から、現行の基本的事項の指標を通知指標（仮）として設定してはどうか。
 - **60歳代における咀嚼良好者の割合の増加**
- 高齢期の口腔機能の状況をより詳細に把握する観点から、次の通知指標（仮）を設定してはどうか。
 - **80歳以上における咀嚼良好者の割合の増加**

次期基本的事項の指標案について（2）

「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」に関する指標について

- 現行の基本的事項では、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」に関する2つの具体的指標が設定されている。

3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

（1）障害者・障害児

①障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加

（2）要介護高齢者

①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加

「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」に関する指標について①

障害者・障害児及び要介護高齢者に対する歯科保健に関する指標について

- 現行の基本的事項の最終評価では、2つの具体的指標は「いずれも現時点で目標値に達していないが、改善している」との結果であった。
- 最終評価報告書では、障害者（児）や要介護高齢者等が使用する施設（以下、「施設」という）の利用者のみならず、在宅等で生活や療養する障害者（児）及び要介護高齢者等（以下、「在宅等で生活等する者」という）に対する取組の評価の必要性が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○各基本方針の総括（抜粋）

本領域2項目は、B*項目が2項目であり、**目標全体の総合評価もB*評価と改善傾向**であった。改善の要因としては、障害者・障害児施設及び介護老人福祉施設・介護老人保健施設の職員の歯科口腔保健への関心の高まりが考えられる。また、介護報酬や診療報酬による口腔管理等や歯科訪問診療に係る報酬の評価の充実も影響を与えることが推測される。**今後も引き続き、施設入所者だけでなく、在宅等で生活する者も含めて「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科保健」の取組を推進することが期待**される。

○今後の課題（抜粋）

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者については、う蝕等が進行すると歯科治療がより困難になるため、歯科疾患の一次予防や重症化予防が重要であり、入所施設での歯科健診や歯科保健指導等の実施を推進する必要がある。また、地域包括ケアシステムの構築・深化が求められる中、これらの者が、**適切な歯科保健医療を受けることができるよう、入所施設だけでなく在宅における取組も求められる**。受け皿となる環境整備を行うとともに、介護保険施設等の福祉関係者の歯科保健に関する意識の向上のための普及啓発や、歯科保健医療を提供する歯科医師をはじめとした歯科医療従事者の人材育成等により提供体制を構築していくことが求められる。

○次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する状況は、障害者支援施設・障害者入所施設や介護保険施設入所者に対する調査・分析に限定されているが、**在宅で生活又は療養する者に対する歯科口腔保健に関する状況を含め、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科保健医療の状況を把握**するためにどのような方法が考えられるか。

「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」に関する指標について②

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に関する指標の方向性（事務局案）

- 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健を更に推進する観点から、施設での歯科検（健）診の実施率に関する具体的指標を引き続き設定する。
- なお、公的統計によるデータ取得が困難であることから、引き続き厚生労働省予算事業で実施する調査等をデータソースとする。
- 在宅等で生活等する者に関しては、歯科検（健）診の実施率を調査することは困難であり、施設利用者と同様の指標が設定できない。
- このため、在宅等で生活等する者に対する歯科口腔保健の推進するための指標については、地方自治体の取り組み状況を評価することとし、「歯科口腔保健の推進に向けた社会基盤の整備」の事項において、ストラクチャー指標として設定する。

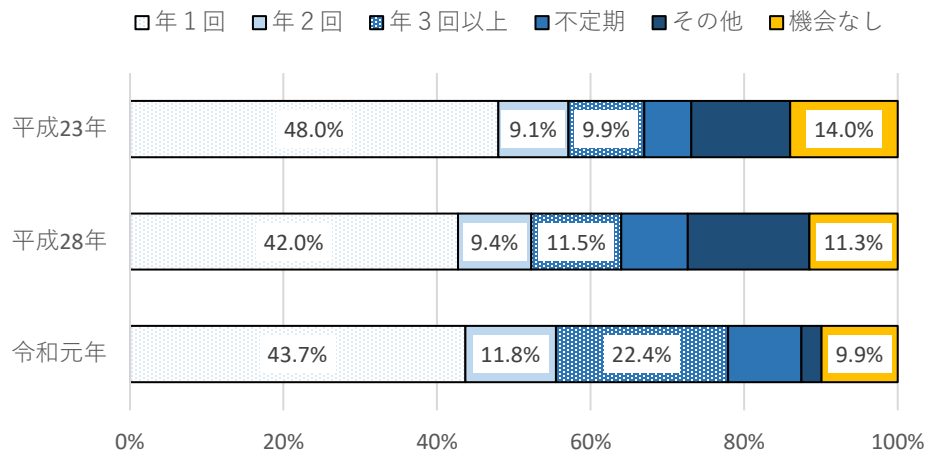
障害児者入所施設における歯科健診（検診）等の実施状況

令和4年1月21日	資料 1 - 2
第8回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

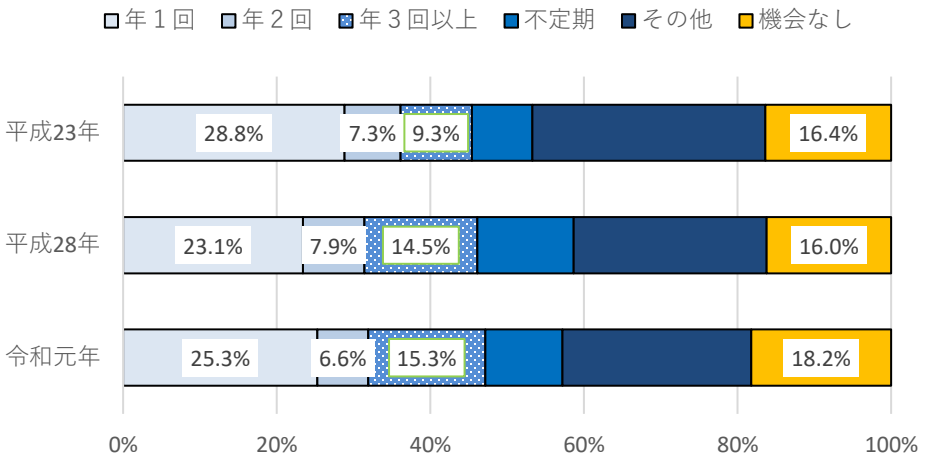
- 歯科医師による歯科健診を受ける機会は、いずれの調査年においても「年1回」が最も多く、「年2回」及び「年3回以上」の割合は増加しており、「機会なし」の割合は減少傾向である。
- 歯科専門職による歯科保健指導を受ける機会は、「その他」を除くと「年1回」が多く、「年3回以上」は増加傾向にあるものの、一方で「機会なし」も微増している。

調査の概要
 調査対象：全国の障害（児）者入所施設
 調査対象数：平成23年：2,539施設、平成28年：2,350施設、令和元年：2,917施設
 調査手法：郵送自記式によるアンケート調査
 回答数：平成23年1,552施設（有効回答率61.1%）、1,632施設（有効回答率65.2%）、1,289施設（有効回答率44.2%）
 調査内容：施設の基本情報、歯科専門職の配置状況、歯科健診・歯科保健指導の実施状況、入所者の歯や口腔の問題に対する認識 等

歯科医師による歯科健診を受ける機会



歯科専門職による歯科保健指導を受ける機会



出典：厚生労働科学研究
 平成23年「歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究」
 平成28年「歯科保健医療サービス提供困難者に対する歯科保健医療サービスの実施に関する研究」
 令和元年「障害者等への歯科保健医療サービスの提供状況の把握及びその提供体制構築のための調査研究」

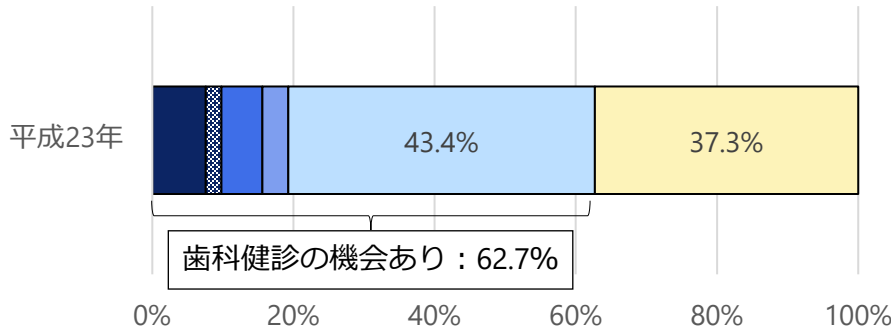
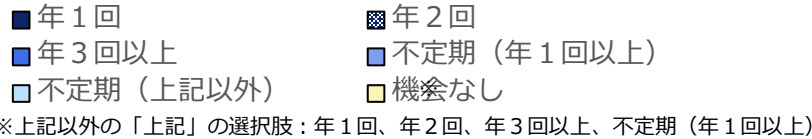
介護老人保健施設における歯科健診（検診）の実施状況（平成23年、平成28年）

令和4年1月21日	資料 1-2
第8回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

○ 平成23年と平成28年の介護老人保健施設における歯科健診の実施状況を比べると、「歯科健診の機会あり」の施設の割合は、平成28年度のほうがやや多くなっている。

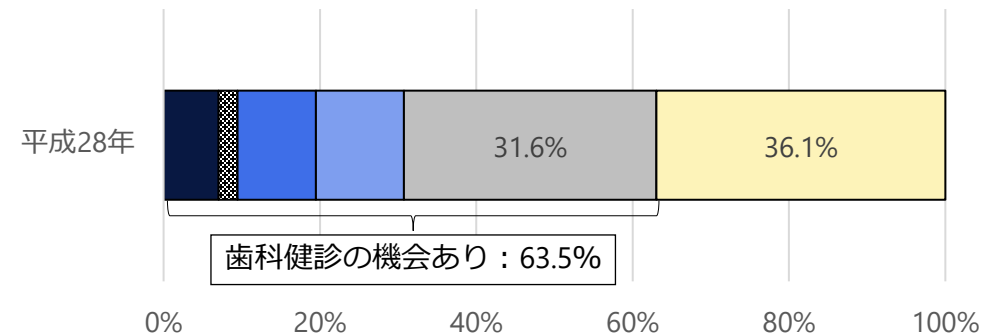
調査の概要

調査対象：介護老人保健施設1,806施設
 調査時期：平成24年2月～3月
 調査手法：郵送自記式によるアンケート調査
 回答数：847施設（回収率35.3%）
 調査内容：施設の基本情報、歯科専門職の配置状況、歯科健診・歯科保健指導の実施状況、入所者の歯や口腔の問題に対する認識 等



調査の概要

調査対象：介護老人保健施設2,400施設
 調査時期：平成29年1月～2月
 調査手法：郵送自記式によるアンケート調査
 回答数：510施設（回収率28.2%）
 調査内容：施設の基本情報、歯科専門職の配置状況、歯科健診・歯科保健指導の実施状況、入所者の歯や口腔の問題に対する認識 等



介護保険施設における歯科健診（検診）の実施状況（令和元年度）

令和4年1月21日	資料 1-2
第8回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

- 介護保険施設における歯科健診の実施状況をみると、「歯科健診の機会あり」の割合は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設で43.9%、介護老人保健施設で41.1%、介護老人福祉施設で46.9%である。

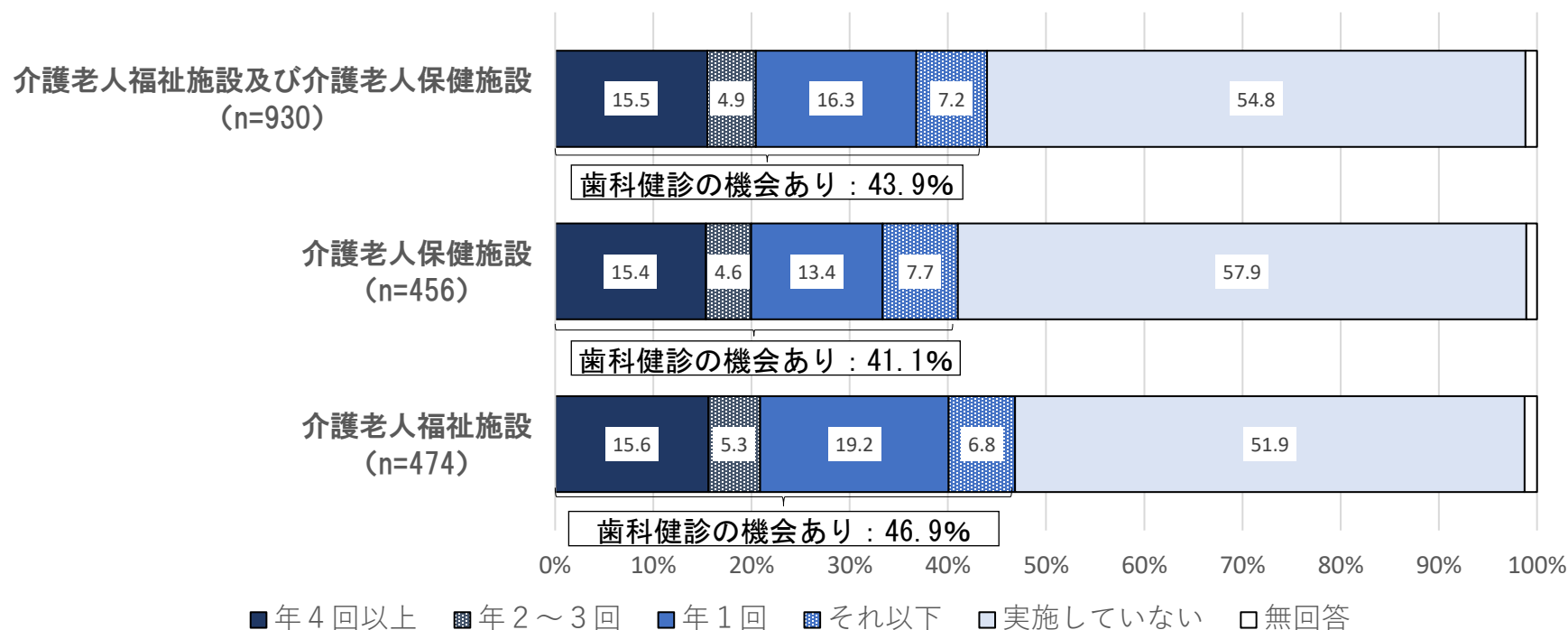
調査の概要

調査対象：介護老人福祉施設1,500施設、介護老人保健施設1,500施設

調査手法：郵送自記式によるアンケート調査

回答数：介護老人福祉施設474施設（31.6%）、介護老人保健施設456施設（30.4%）

調査内容：施設の基本情報、歯科専門職の配置状況、歯科健診・歯科保健指導の実施状況、入所者の歯や口腔に関する課題 等



「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」に関する指標案

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に関する具体的指標について（案）

- 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の取組状況を継続的に評価する観点から、次の具体的指標を設定してはどうか。
 - **障害者（児）が利用する施設での定期的な歯科検診の実施率の増加**
 - **要介護高齢者が利用する施設での定期的な歯科検診の実施率の増加**

次期基本的事項の指標案について（3）

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標について

- 「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」については、現行の基本的事項において、4つの具体的指標が設定されている。

4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- | |
|--------------------------------|
| ①過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加 |
| ②3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加 |
| ③12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加 |
| ④歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加 |

- 最終評価報告書では、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備に向けて、ストラクチャー指標等の設定の必要性が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題
現在の具体的指標の多くがアウトカム指標となっているが、この10年間における取組の成果等を踏まえた**インプット指標、アウトプット指標**や**ストラクチャー指標**の設定についてどのように考えるか。

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標の方向性（事務局案）

- 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルを踏まえて、インプット指標、アウトプット指標及びストラクチャー指標を新たな指標として設定する。

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標について①

過去1年間に歯科検（健）診を受診した者に関する指標

- 現行の基本的事項で設定されている具体的指標である「過去1年間に歯科検診を受診した者」は、最終評価において、新型コロナウイルス感染症の影響により統計調査が中止となり、「評価困難」となった。
- 最終評価報告書では、歯科健（検）診の受診率には地域差や年齢差があることが指摘されており、受診率の更なる向上への取組の必要性が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○今後の課題

（1）歯科健診（検診）の受診状況

歯科健診（検診）は、疾患の早期発見・重症化予防の観点から重要である。一方で、**歯科健診（検診）の受診率は地域により異なることや、特に若年層においては受診率が低いこと等が指摘されているため、生涯を通じて切れ目なく歯科健診（検診）を受診できるよう、歯科健診（検診）の機会の充実や、受診率向上等のための取組**が求められる。

○次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題

生涯を通じて歯科健診を受診することが重要であるとの意識が高まる一方で、**歯科健診（検診）の受診率は地域により異なることや、若年層においては受診率が低いこと等が指摘されていることを踏まえて受診率向上に向けて、どのような方法が考えられるか。**

過去1年間に歯科検（健）診を受診した者に関する指標の方向性（事務局案）

- 歯科健（検）診の受診率向上への取り組みを推進するために、継続して、「過去1年間に歯科検診を受診した者」に関する指標を設定する。

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標案①

過去1年間に歯科検診を受診した者に関する具体的指標について（案）

- ▶ 継続して歯科健（検）診の受診率の向上へ取り組むことで、う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防を図る観点から、次の具体的指標を引き続き設定してはどうか。
 - **過去1年間に歯科検（健）診を受診した者の割合の増加**

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標について②

市区町村による歯科健（検）診について

- ▶ 市区町村が実施する歯科健（検）診の種類として、主に次の3つがある。
 - ①（1歳6か月児健康診査等の）法定健診
 - ②（健康増進法に基づく）歯周疾患検診
 - ③（妊産婦歯科健診等の）自治体が独自に対象者を設定し実施する歯科健（検）診
- ▶ 歯科健（検）診の実施状況や受診率の地域差が課題として指摘されるとともに、生涯を通じた歯科健診の機会の充実・実施体制の更なる整備の必要性等が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○今後の課題

（1）歯科健診（検診）の受診状況

歯科健診（検診）は、疾患の早期発見・重症化予防の観点から重要である。一方で、**歯科健診（検診）の受診率は地域により異なることや、特に若年層においては受診率が低いこと等が指摘されているため、生涯を通じて切れ目なく歯科健診（検診）を受診できるよう、歯科健診（検診）の機会の充実**や、受診率向上等のための取組が求められる。

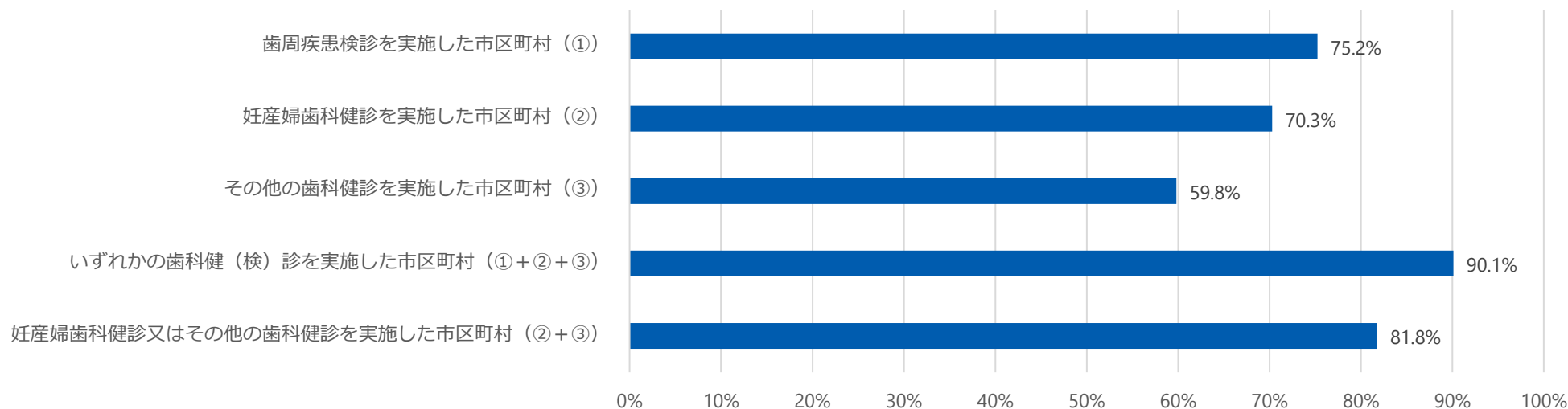
○各基本方針の総括

歯科疾患の一次予防を推進する観点から、生涯を通じた歯科健診（検診）の実施体制の更なる整備も重要であり、成人期以降において定期的な歯科健診（検診）受診を促すためには、自治体内だけではなく職域との連携も含め、取組を進める必要がある。

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標について③

市区町村による歯科健（検）診の実施状況

- 令和2年度における市区町村による各種歯科健（検）診の実施状況は以下の通り。
 - 歯周疾患検診の実施率は約75.2%
 - 妊産婦歯科健診の実施率は約70.3%
 - その他（法定健診・歯周疾患検診・妊産婦歯科健診を除く、市区町村が独自に対象を設定し実施する歯科健診）の歯科健診の実施率は約59.8%
 - 法定健診を除く何らかの歯科健（検）診の実施率は約90.1%
 - 法定健診・歯周疾患検診を除く何らかの歯科健（検）診の実施率は約81.8%



「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標案②

歯科健（検）診の実施状況に関する指標の方向性（事務局案）

- ▶ 生涯を通じた歯科健診の重要性が指摘されているが、現状では市区町村によって歯科健（検）診の実施状況が異なっている。
- ▶ 法定健診以外の歯科健診を全く実施していない市区町村もあることから、市区町村による住民への歯科健診の実施状況を評価する指標を設定する。

歯科健診を実施している市区町村に関する具体的指標について（案）

- ▶ 市区町村における歯科健診を実施状況を評価する観点から、次の具体的指標を設定してはどうか。
 - **歯科健診※を独自に実施している市区町村の割合の増加**
- ※歯科健診：母子保健法に基づき自治体による実施が義務づけられている歯科健診（1歳6ヶ月、3歳）と健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診（40歳、50歳、60歳、70歳）を除く

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標について④

う蝕予防に関する指標

- ▶ 現行基本的事項では、う蝕予防に関する地方自治体の取り組み状況に関する指標は設定されていない。
- ▶ フッ化物洗口等のフッ化物の応用は、う蝕予防効果が数多く示されており※、歯科口腔保健の推進に関するう蝕対策ワーキンググループ報告書において、健康格差を縮小する観点から、集団のフッ化物応用の有効性が指摘されている。

※厚生労働科学研究「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」

【歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書（令和元年6月）より一部抜粋】

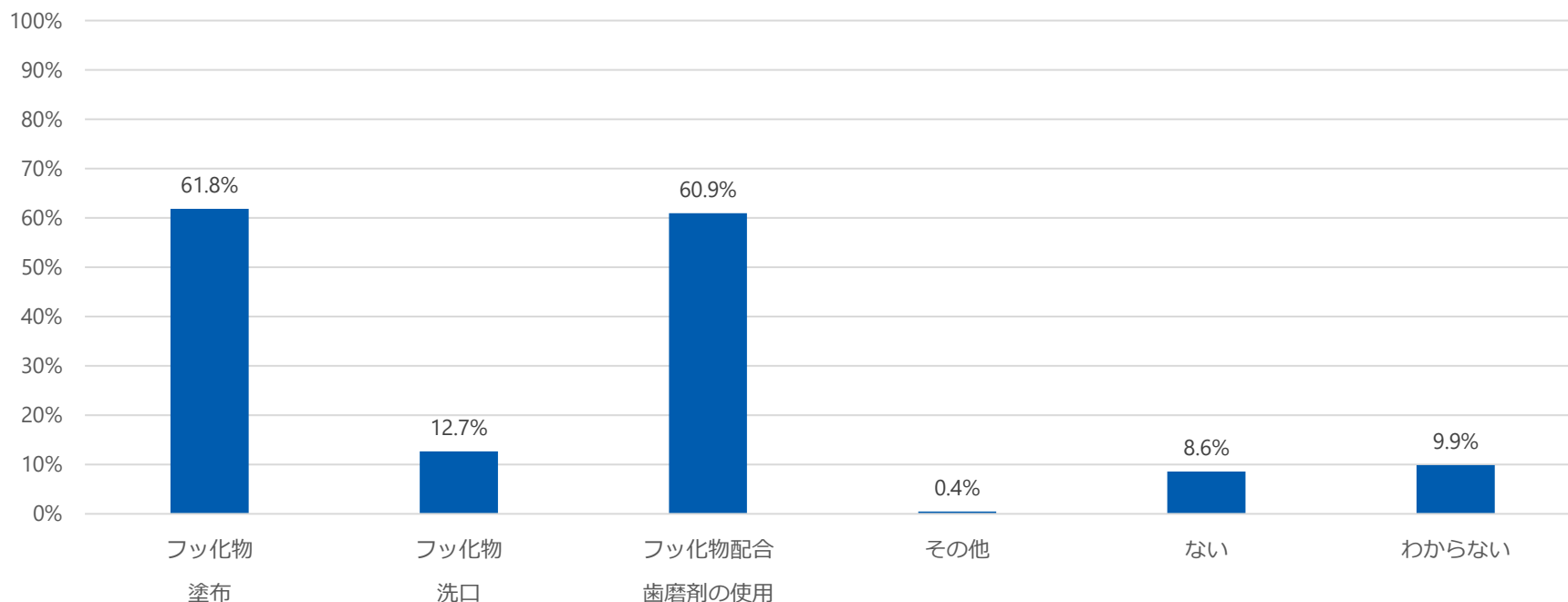
○ I 全てのライフステージに共通したう蝕対策

具体的なう蝕予防対策としては、フッ化物の応用（フッ化物洗口、フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤等）、シーラント、歯科保健指導等が効果的であるとされている。特に、**フッ化物の応用については、健康格差を縮小し、集団全体のう蝕予防の効果が期待**できる。現在、う蝕の予防・重症化予防については、各自治体において、乳幼児期・学齢期を主な対象として様々な取組が行われているところであり、フッ化物の応用とシーラントの活用等複数の予防策を組み合わせることにより効果を上げている自治体もある。

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標について⑤

フッ化物の応用に関する現状

- ▶ 14歳までのフッ化物応用に関する経験は、フッ化物塗布の経験者が約61.8%、フッ化物洗口の経験者は12.7%となっている。



(出典) 平成28年歯科疾患実態調査

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標案③

う蝕予防に関する指標の方向性（事務局案）

- ▶ フッ化物の応用に関しては、う蝕予防のエビデンスが示されており、市区町村事業としても実施されている。
- ▶ う蝕予防の取り組みを評価する観点から、フッ化物応用の経験がある者に関する指標を設定する。

う蝕予防に関する具体的指標について（案）

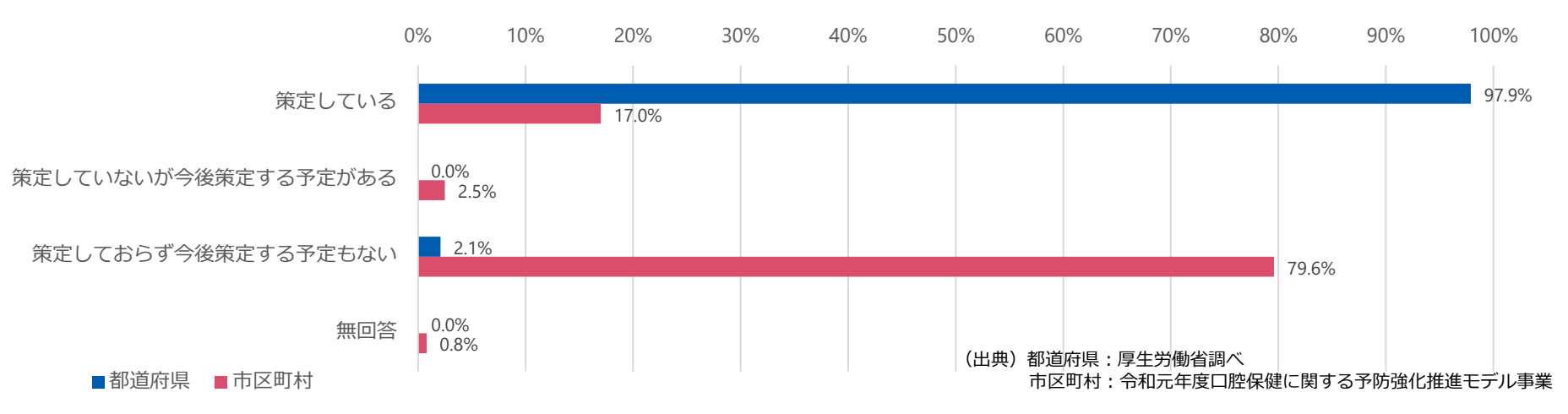
- ▶ フッ化物応用を推進するために、次の具体的指標を設定してはどうか。
 - **15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の増加**

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標について⑥

歯科口腔保健の推進に関する条例の制定状況の指標

- 現行の基本的事項において、「歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県数」に関する具体的指標が設定されている。
- 現時点において、46自治体で歯科口腔保健の推進に関する内容が含まれた条例が制定されている。

（参考）歯科口腔保健の推進に関する条例の策定状況



「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標案④

歯科口腔保健の推進に関する条例に関する指標の方向性（事務局案）

- 条例の制定は、地方自治体での歯科口腔保健の推進に関する施策の方針や計画の策定・取組内容等に影響することに鑑み、地方自治体の歯科口腔保健の推進を総合的に推進する観点から、条例の制定状況に関する指標を引き設定する。
- より地域の状況に応じた総合的な歯科口腔保健の推進に取り組む体制整備を評価する観点から、より細かな地方行政区画である市区町村での条例の制定状況を評価する。
- 公的統計によるデータ取得が困難であることから、厚生労働省予算事業で実施する調査等をデータソースとする。

歯科口腔保健の推進に関する条例に関する指標について（案）

- 市区町村による総合的な歯科口腔保健施策の推進を評価する観点から、次の具体的指標を設定してはどうか。
 - **歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している市区町村の割合の増加**

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」 に関する指標について⑦

地方自治体における歯科口腔保健の推進に関する事業の実施状況

- 現行の基本的事項では、地方自治体における歯科口腔保健に関する事業の実施状況に関する指標は設定されていない。
- 地方自治体における歯科口腔保健に関する取組を更に推進するためには、各地域において、地域の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルに沿って効果的・効率的に事業を実施する必要性等が指摘されている。

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書（令和4年10月）より一部抜粋】

○歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の総合的な評価

自治体等において様々な歯科口腔保健の推進に関する取組が行われているが、今後、更なる推進を図るためには、**各地域の状況を各種データ等に基づいて分析を行い、その分析をもとに地域の実情に合った対策の計画立案し、事業等を実施、そして事業評価を行う、といったPDCAサイクルに沿って効果的・効率的に事業が実施できるような体制や評価方法等の仕組みを検討する必要がある。**

地方自治体における効果検証の実施に関する指標の方向性（事務局案）

- 地方自治体におけるPDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する事業の実施を推進するための指標を設定する。
- 公的統計によるデータ取得が困難であることから、厚生労働省予算事業で実施する調査等をデータソースとする。

(参考) 地方自治体におけるPDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する事業の実施状況

地方自治体における事業の効果検証の現状

- ▶ 全国の市区町村が実施する歯科口腔保健に関する事業のうち、効果検証を実施している事業は約71.3%であった。

(出典) 令和元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業

市町村による事業の効果検証の取組現状

- ▶ 日本健康会議による「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の1つに、「地域づくり・まちづくりを通じて、生活していく中で健康でいられる環境整備に取り組む自治体」に関する宣言がある。
- ▶ この達成要件として、以下の3つがすべて行われていることとされている。
 - ① 具体的な取組を1つ以上実施すること（具体的な取組の1つとして、「歯や口腔の健康は全身の健康に寄与することから、8020運動やオーラルフレイル対策に取り組むこと。」がある。）
 - ② 生活環境に関するデータと健康データの連携等により、①の取組に関する効果検証を行うこと。
 - ③ ②の結果を広告媒体を通じて住民へ周知すること。
- ▶ 令和4年の達成率は15.8%であった。

(出典) 「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」2022年達成状況の報告（日本健康会議）

「 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標案⑤

地方自治体における効果検証に関する具体的指標について（案）

- 地方自治体において、効果的・効率的な歯科口腔保健に関する事業の実施を推進する観点から、次の具体的指標を設定してはどうか。
 - **歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市区町村の割合の増加**

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標について⑧

ストラクチャー指標について

- 最終報告書や本専門委員会での議論において、歯科口腔保健の更なる推進のために、ロジックモデルを踏まえたインプット指標、アウトプット指標、ストラクチャー指標を設定する必要性が指摘されている。

「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する指標の方向性（事務局案）

- 社会環境の整備のための取り組み状況を把握するため、ロジックモデルを踏まえ、地方自治体における歯科口腔保健の推進に関する事業の実施状況等をストラクチャー指標を設定する。
- 市区町村においてより効果的に歯科口腔保健の事業の取組を推進するためには、都道府県による市区町村への支援も重要であることから、都道府県が市区町村の取り組み状況等を把握し評価を行う必要性について明示する。
- 公的統計によるデータ取得が困難であることから、厚生労働省予算事業で実施する調査等をデータソースとすることや、具体的指標の数を現行の基本的事項と同程度に抑える観点から、事業の実施状況等に関するストラクチャー指標は、通知指標（案）として示す。

歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルの考え方について（案）

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた次期基本的事項の指標等の策定に際して参考とするロジックモデルを示す。

インプット ストラクチャー

地方自治体等における歯科口腔保健に関する体制整備への取組み

- 都道府県による市町村支援
- 歯科口腔保健施策に関わる歯科専門職の配置・職員の養成
- 口腔保健センターの設置
- 市区町村における歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や計画の策定
- 関連部局との連携への取組み 等

地方自治体等による歯科口腔保健事業等の実施

- 歯科保健指導事業
- 歯科検（健）診事業
- 研修・調査・広報活動事業
- フッ化物応用等のう蝕対策事業
- 歯周病対策（禁煙支援等の後方支援を含む）事業
- その他の食育等の事業 等

歯科医療機関等による歯科保健・医療提供体制の確保

- 歯科医療機関や歯科医療専門職種等の診療体制の確保
- 歯科疾患予防サービスの提供
- 歯科医療の提供
- 障害者・介護が利用する施設や在宅等での歯科検（健）診や診療の提供
- 医科歯科連携・病診連携の体制の確保 等

アウトプット

歯科口腔保健を更に推進するための社会環境の整備

- 歯科口腔保健に関わる行政職員の確保・資質の更なる向上
- より効果的な誰一人取り残さない歯科口腔保健の推進
- 障害者施設・介護施設・在宅等における歯科健診・診療の実施
- 学校・保育園・職域等も含めた多部局にわたる連携体制の確立
- 医科歯科連携の更なる推進 等

個人のライフコースに沿った歯科口腔保健へのアプローチ

- 歯科口腔保健への意識の向上
- より適切なセルフケアの実施
- フッ化物応用の実施
- 歯科検（健）診の受診
- 必要な歯科診療の受診 等

アウトカム

歯科疾患の予防・重症化予防

- う蝕の減少
- 未処置歯の減少 歯の喪失の防止
- 歯周病の減少
- 口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少 等

口腔機能の獲得・維持・向上

- 悪習癖の改善
- 良好な口腔の成長・発育
- 歯の喪失の防止
- 咀嚼良好者の増加
- 口腔機能が低下する者の減少 等

生涯にわたる歯・口腔の健康

インパクト

- 歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防
- 適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

地方自治体における歯科口腔保健に関する体制整備への取組みに関する通知指標（仮）案①

都道府県による市区町村支援に関わるストラクチャー指標について（案）

- 市区町村において、地域の実情に応じたより効果的な歯科口腔保健に関する事業の実施を推進するためには、都道府県による支援も重要であることから、次の通知指標（仮）を設定してはどうか。
 - **市区町村支援を実施している都道府県の割合の増加**

歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルの考え方について（案）

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた次期基本的事項の指標等の策定に際して参考とするロジックモデルを示す。

インプット ストラクチャー

地方自治体等における歯科口腔保健に関する体制整備への取組み

- 都道府県による市町村支援
- 歯科口腔保健施策に関わる歯科専門職の配置・職員の養成
- 口腔保健センターの設置
- 市区町村における歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や計画の策定
- 関連部局との連携への取組み 等

地方自治体等による歯科口腔保健事業等の実施

- 歯科保健指導事業
- 歯科検（健）診事業
- 研修・調査・広報活動事業
- フッ化物応用等のう蝕対策事業
- 歯周病対策（禁煙支援等の後方支援を含む）事業
- その他の食育等の事業 等

歯科医療機関等による歯科保健・医療提供体制の確保

- 歯科医療機関や歯科医療専門職種等の診療体制の確保
- 歯科疾患予防サービスの提供
- 歯科医療の提供
- 障害者・介護が利用する施設や在宅等での歯科検（健）診や診療の提供
- 医科歯科連携・病診連携の体制の確保 等

アウトプット

歯科口腔保健を更に推進するための社会環境の整備

- 歯科口腔保健に関わる行政職員の確保・資質の更なる向上
- より効果的な誰一人取り残さない歯科口腔保健の推進
- 障害者施設・介護施設・在宅等における歯科健診・診療の実施
- 学校・保育園・職域等も含めた多部局にわたる連携体制の確立
- 医科歯科連携の更なる推進 等

個人のライフコースに沿った歯科口腔保健へのアプローチ

- 歯科口腔保健への意識の向上
- より適切なセルフケアの実施
- フッ化物応用の実施
- 歯科検（健）診の受診
- 必要な歯科診療の受診 等

アウトカム

歯科疾患の予防・重症化予防

- う蝕の減少
- 未処置歯の減少 歯の喪失の防止
- 歯周病の減少
- 口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少 等

口腔機能の獲得・維持・向上

- 悪習癖の改善
- 良好な口腔の成長・発育
- 歯の喪失の防止
- 咀嚼良好者の増加
- 口腔機能が低下する者の減少 等

生涯にわたる歯・口腔の健康

インパクト

- 歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防
- 適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

地方自治体等による歯科口腔保健事業等の実施に関する通知指標（仮）案①

う蝕予防に関わるストラクチャー指標について（案）

- う蝕の罹患に関する格差の縮小を目指す観点から、地域におけるう蝕予防への取り組み状況を把握するため、次の通知指標（仮）を設定してはどうか。
 - **乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市区町村の割合の増加**
 - **学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市区町村の割合の増加**

口腔機能の獲得・維持・向上に関わるストラクチャー指標について（案）

- 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取り組みを推進する観点から、地域における口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取り組みに関する事業の実施状況を把握するために、次の通知指標（仮）を設定してはどうか。
 - **口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県の割合の増加**
 - **口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県の割合の増加**

地方自治体等による歯科口腔保健事業等の実施に関する通知指標（仮）案②

障害者（児）及び要介護高齢者に関わるストラクチャー指標について（案）

- ▶ 地域における障害者（児）及び要介護高齢者の歯科口腔保健対策の実施状況を把握するため、次の通知指標（仮）を設定してはどうか。
 - **障害者（児）に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加**
 - **要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加**
 - **在宅等で生活等する障害者（児）に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加**
 - **在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加**

医科歯科連携に関わるストラクチャー指標について（案）

- ▶ 地域の実情に応じた歯科口腔保健と医療との連携を推進する観点から、医科歯科連携に関する地域の取り組み状況を把握するため、次の通知指標（仮）を設定してはどうか。
 - **医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県の割合の増加**

その他のストラクチャー指標について

- ▶ その他に、社会環境の整備に向けて設定すべきストラクチャー指標はないか。